

平成30年大川市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月6日(水)
開 会 午前9時30分から午後11時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(15人)

会 長 田中 博文

1 番 柿添 博文	9 番 辻 正光
2 番 井口久美子	10 番 吉川 康則
3 番 龍 靖男	11 番 梅崎 正道
4 番 江崎 重俊	12 番 志牟田 文彦
5 番 中村 博満	13 番 津村 浩二
6 番 貞苅 謙二	14 番 宮原 晶彦
7 番 植木 幸治	15 番 田中 博文
8 番 古賀 林允	

4. 欠席委員(0人)

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第14号	農地法第3条許可申請について
議案第15号	農地法第4条許可申請について
議案第16号	農地法第5条許可申請について
議案第17号	大川市農用地利用集積計画について
議案第18号	農業振興地域整備計画の変更について
報告第12号	農地法第18条第6項通知について
報告第13号	使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成30年第6回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 本日、ここに平成30年第6回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいますこと誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第14号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、下限面積等の許可用件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第14号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第15号農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、転用目的が住宅であります。

申請地の農地区分は「用途区域内の農地」である第3種農地であり、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については、残高証明書で確認し、周辺は宅地及び水路に囲まれ、周囲の農地への支障もないと思われます。

以上のことから、1番について、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

辻委員 1番について、補足説明いたします。

詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第15号農地法第4条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第16号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1番から7番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1番については、転用目的が住宅及び作業所であります。

申請地の農地区分は「用途区域内の農地」である第3種農地であり、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については、融資証明書で確認し、隣接農地からも承諾をいただいております、周囲の農地への支障もないと思われま。

2番については、転用目的が住宅及び資材置場であります。

申請地の農地区分は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地であります。第1種農地の転用は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準を満たしていると考えられます。また、この申請地は、平成22年に資材置場及び倉庫として転用許可が下りておりますが、申請者等の変更があり、今回、転用計画変更申請書が提出されております。

資金については、残高証明書で確認し、隣接農地からも承諾をいただいております、周囲の農地への支障もないと思われま。

3番については、転用目的が海苔資材置場であります。

申請地の農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」である第2種農地であり、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については、残高証明書で確認し、周辺は宅地及び水路で囲まれており、周辺の農地への支障もないと思われま。

4番から7番については、有明沿岸道路の代替地による転用申請で同一場所でありますので一括して説明します。

転用目的は住宅及び共有道路であります。

申請地の農地区分は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地であります。第1種農地の転用は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については、有明沿岸道路の損失補償金で確認し、周辺は宅地、道路及び水路で囲まれており、周辺の農地への支障もないと思われま。

以上のことから、1番から7番について、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

辻委員 1番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
続きまして、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

宮原委員 2番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
2番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、2番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

続きまして、3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 3番について補足説明いたします。

詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

3番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、3番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

続きまして、4番から7番については関連がありますので、一括審議をさせていただきます。地元委員さん補足説明はございませんか。

津村委員 4番から7番について補足説明いたします。

詳細は事務局から説明されたとおりですが、有明沿岸道路の代替地として申請されまして、現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

4番から7番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、4番から7番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 16 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第 17 号大川市農地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第十八条第 1 項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、ご意見、ご質疑などございませんか。

ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。

次に、議案第 18 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

大川市長から農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、ご意見、ご質疑などございませんか。

ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。

次に報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 借り手の変更により、解約がなされていますが、トラブルになるケースが報告されています。事務局は、詳しく聞くなど慎重に対応するようにお願いします。

議 長 他にご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第12号を終わります。
次に報告第13号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第13号を終わります。
次に、署名委員を氏名いたします。
11番 梅崎 正道 委員
12番 志牟田 文彦 委員
を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第6回大川市農業委員会総会を閉会致します。

平成 年 月 日

委員 （梅崎 正道）

（自署）

印

委員 (志牟田 文彦)

(自署)

印